

自転車ヘルメット着用街頭キャンペーン

3月20日(月) 午前6時30分から8時まで市内各駅で実施

全ての自転車利用者に対する乗車用ヘルメットの着用について、普及啓発を行います。

道路交通法改正に伴い
全ての自転車利用者に対する
**乗車用ヘルメット着用が
努力義務化**されます

(令和5年4月1日から施行)

自転車は車両です！
運転者には、責任や義務が伴います

自転車安全利用5則を守りましょう！

1. 車道が原則、左側を通行。歩道は例外、歩行者を優先
2. 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
3. 夜間はライトを点灯
4. 飲酒運転は禁止
5. ヘルメットを着用

自転車利用時は
ヘルメットを着用しよう！

環境に優しく、身近な交通手段である自転車を安全かつ適正に利用しましょう。

「笠間市自転車の安全利用に関する条例」でも自転車利用者の責務(第4条)として、「ヘルメットの着用」について新たに条文を追加しました。そのほか、車両点検や保険等の加入義務などについても定めてあります。



自転車は車両です！
運転者には、責任や義務が伴います
自転車安全利用5則を守りましょう！

- 1 車道が原則、左側を通行 歩道は例外、歩行者を優先**
自転車は道路の左側に寄って通行しなければなりません。歩行者を守る運転を。
- 2 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認**
自転車の交通事故の多くは交差点で発生しています。必ず止まって右・左・後方の確認を。
- 3 夜間はライトを点灯**
ライトの点灯は車を照らすだけではありません。周囲に自転車の存在を知らせて交通事故を防止！
- 4 飲酒運転は禁止**
自転車は車の仲間。飲酒運転はもちろん、ながら運転も禁止！
- 5 ヘルメットを着用**
自転車の交通事故でなくなった方の多くは、頭部を損傷しています。頭を守るヘルメットをかぶりましょう。

自転車運転する方は、交通社会の一員です。交通ルールを守って、交通マナーを示す。安全運転ドライバーを目指しましょう！



配布チラシ

道路交通法の一部改正により、4月1日からすべての自転車利用者に対する乗車用ヘルメット着用が努力義務となります。これに伴い、市内のJR友部駅など3か所の駅で早朝の街頭キャンペーンを実施します。

- ①実施日 : 3月20日(月)
- ②実施時間: 午前6時30分から8時頃まで
- ③実施場所: 友部駅(北口・南口)、笠間駅、岩間駅(西口)
- ④参加者 : 市長および市職員
- ⑤内 容 : 駅利用者(主に高校生~社会人全般)へ普及啓発用のチラシ配布及び声かけ運動

この件に関するお問い合わせ

笠間市役所 市民活動課 担当: 岡部、鈴木

電話番号: 0296-77-1101 (内線134) ファックス番号: 0296-77-1390 e-mail: anzen@city.kasama.lg.jp